

12 雇用・就労

(1) 保育士試験受験要件等の見直し

保育士資格制度においては、指定保育士養成施設を卒業すること、もしくは保育士試験に合格することが必要である。しかし、この点について、保育士としての適性や資質の有無、育児・保育経験の有無を勘案することなく、学歴要件だけのために指定養成施設に入所できず、また、高卒者又は中卒者については、保育士試験受験にあたり2年ないし5年の実務経験が要件とされているがその機会が限定的であり、育児・保育経験などを有する人材を広く受け入れる制度となっていないとの指摘がある。

また、問題を抱える家庭の支援や障害児等の受け入れへの対応など、保育現場を取り巻く近年の環境変化を踏まえると、保育士の保育現場での対応力を高めることが求められている。

保育士試験受験要件における実務要件の見直し【平成20年度から検討開始】

保育士試験においては、高卒者及び中卒者については、2年ないし5年の実務経験を受験要件としているが、児童福祉法(昭和22年法律164号)等で定められた施設でのフルタイム勤務が求められるなど、実務経験を積む機会が限定的であるのが実態である。

実務経験の内容について、実務経験の機会を広げる観点から、家庭的保育(保育ママ)の経験を含める等対象範囲を広げるとともに、フルタイム勤務に限らず多様な勤務形態を認める等の見直しについて検討を行い、その結果を広く周知する。(雇用工 a)

保育士養成制度全般の見直しについて【平成20年度から検討開始】

保育士養成制度の見直し(養成施設のカリキュラムや保育士試験のあり方等)においては、保育現場での実践力を備えた人材を養成することに留意する。

また、高卒程度の学歴を有しない者に対しても、家庭的保育(保育ママ)の経験を有する者については養成施設への入所を可能とする等、育児・保育経験を有する人材がチャレンジする機会を確保する観点から検討する。(雇用工 b)

(2) 理容師及び美容師資格制度等の見直し

理容師及び美容師養成施設での教科課程等の見直しについて

理容師及び美容師の資格制度においては、科学技術の進歩、生活文化の向上、消費者ニーズの高度化等に伴う、高度な技術とさらなる衛生水準の維持向上への要請

にかんがみ、理容師及び美容師の資質の向上を図るものとして、平成7年の理容師法（昭和22年法律234号）及び美容師法（昭和32年法律163号）の改正により、修業年限の延長や教科課程の見直し等が行われた。今年度、平成10年の同法施行以降の環境変化を踏まえて、適正な実務教育の実施方策等を審議する検討会が厚生労働省に設置され、必要な見直しに向けての検討が行われたところであるが、教科課程の見直しについては引き続き検討となっているところである。

ア 教科課程の見直しについて【平成20年度末までに結論】

養成段階で教授する教科課程の内容については、理容業務及び美容業務に関連の深い内容となっているべきであるが、現在の教科課程では、物理・化学や保健等の課目において実務との関連が薄い内容も見受けられる。

これらの教科課程の内容について、質の高い理容師・美容師を養成するという観点を踏まえつつ、受講者の負担を軽減することも重要であることから、理容業務及び美容業務に関連の深い内容を中心とした構成となるよう見直しを行う。（雇用工 a）

イ 両資格取得時の教科課程免除範囲の拡大について【平成20年末までに結論、21年度の授業より措置】

理容師及び美容師のうち一資格を有する者が他方の資格を取得するケースがあるが、この場合、新たに取得しようとする資格に係る養成施設の養成課程を修了する必要がある。その際、一部教科課程は免除されるものの、その範囲は必修課目の4分の1程度であることから、他の入所者と同様の年限の受講が必要（昼間課程の場合2年）となり、費用面も含めて、他方の資格を取得し就労を目指すに当たっての負担がある。

免除対象外の教科課程の内容についても、両資格間で類似の必修内容があり得ること、また再度受講させる必要性の薄い選択必修内容があり得ることから、両資格の教科課程の内容を精査し、修業年限を見直すことが必要であるという意見があることも踏まえつつ、免除範囲を拡大することを検討する。（雇用工 b）

（3）生活保護制度の見直しについて

生活保護からの脱却や自立を促進する制度への見直しについて

生活保護制度は、「最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする（生活保護法（昭和25年法律第144号）第1条）」制度であることから、最近では自立支援プログラムの導入など、自立助長に向けたきめ細かいソフト

面の充実が図られてきている。

しかし、保護から脱却しないことが得策であるとの意識が被保護者に存在しているとの指摘があり、このような意識の解消に向けて、引き続き生活保護からの脱却や自立促進に向けた制度への見直しを進める。

ア 勤労控除制度等の見直し【平成 19 年度検討】

勤労控除については、勤労に伴う必要経費を補填し勤労意欲の増進や自立助長を図る目的から、勤労収入に応じてその一部を生活保護受給者の手元に残す仕組みとしているところである。しかし、勤労控除の水準が少なく、また、「勤労控除」という名称が生活保護受給者に分かりにくく、制度が勤労意欲の増進につながっていないとの指摘もあることから、就労促進に向けた検討を行う。(雇用工 a)

イ 医療扶助の見直し【平成 20 年検討】

医療扶助については、受給者の申請に基づき指定医療機関の要否意見を踏まえて医療券を交付することにより、現物支給される仕組みとなっているが、受診者に自己負担がないことから、必要以上に受診を繰り返す被保護者が存在するとの指摘がある。このような扶助状況は生活保護からの脱却を阻害する要因にもなっていることから、必要以上の受診を解消するための方策を検討する。(雇用工 b)